

# 被災者支援制度

大雨や台風、地震等により被害を受けた場合、被災者の生活再建を支援するため、さまざまな制度を用意しています。1日も早く普段の生活を取り戻すため、被害状況に応じて、各種支援制度を活用してください。

## Check 1

### 支援を受けるためにまずは罹災(りさい)証明書を申請

罹災証明書は家屋等の被害の程度を証明するものです。行政等が実施する各種支援制度を受けるために必要な場合があります。なお、家屋等の被害の程度によって適用できる制度が異なります。

対象建物	1. 住宅 2. 非住宅(店舗・倉庫・作業場等)
取得方法	<p>1. 申請に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 罹災証明・罹災届出証明申請書(自然災害関係)</li> <li>イ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)</li> <li>ウ 被害状況が分かる写真 ※必須ではありません。写真をご提供いただいた場合、現地調査不要の「自己判定方式」(写真のみで判定)により、通常よりも比較的早く罹災証明書を発行できる可能性があります。</li> <li>エ 委任状(代理人申請の場合)</li> </ul> <p>2. 取得の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請・受付 申請窓口：次の申請窓口で受け付けます。</li> <li>② 被害状況の調査と判定 市職員が現地に伺い、被害の程度を調査し、認定します。</li> <li>③ 証明書の発行 申請から発行まで約2週間を要し、証明書は原則郵送します。 被災状況や調査内容によっては、さらに時間がかかることがあります。</li> </ul>
申請窓口	固定資産税課(本館2階213窓口) ※大規模災害時は変更になる場合があります。
申請できる人	被災した家屋等の所有者又は居住者(借家人)等、もしくはその代理人
発行手数料	無料

※火災による被害の場合は、消防署管理担当にお問い合わせください。

## Check 2

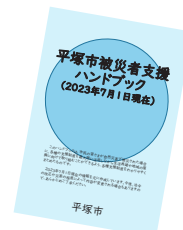
### 自身が該当する被災者支援制度を確認

罹災証明書の被害区分等によって適用できる各種支援制度が変わります。各種支援制度一覧はP33～34「被災者支援制度一覧」へ。

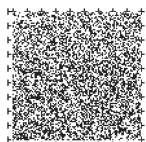
### 被災者支援ハンドブック

各種支援制度をわかりやすくまとめたハンドブックです。

災害対策課窓口のほか、市ホームページでもダウンロードできます。



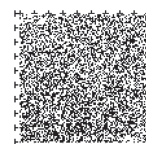
(ダウンロードこちらから)



## 被災者支援制度一覧

制度の対象など詳しくは、被災者支援ハンドブック(P38)や各問い合わせ先に確認ください。  
災害の程度によって活用できる制度は異なります。

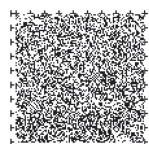
制度名称	概要	問い合わせ先
災害弔慰金 (小規模災害)	災害により死亡した市民の遺族に対する支給	福祉総務課 本館1階130窓口 0463-21-9862
災害弔慰金 (大規模災害) ※	災害により死亡した市民の遺族に対する支給	福祉総務課 本館1階130窓口 0463-21-9862
災害傷害見舞金 (小規模災害)	災害により負傷され、その治療に3週間以上の入院治療を受けた方への見舞金の支給	福祉総務課 本館1階130窓口 0463-21-9862
災害障害見舞金 (大規模災害) ※	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する支給	福祉総務課 本館1階130窓口 0463-21-9862
災害損害見舞金 (小規模災害)	住家に全焼・全壊・半焼・半壊・消火損害・床上浸水または土砂等のたい積の被害を受けた世帯主あるいは市内で事業を営んでいた建物等に同被害を受けた個人事業主への見舞金の支給	福祉総務課 本館1階130窓口 0463-21-9862
日赤災害見舞金等 支給制度	援護物資及び死亡弔慰金または各種見舞金の支給	福祉総務課 本館1階130窓口 0463-21-9862
災害援護資金の貸付 (大規模災害) ※	生活の立て直しのための災害援護資金の貸付	福祉総務課 本館1階130窓口 0463-21-9862
被災者生活 再建支援金 (大規模災害)	生活の再建を支援するための支援金を支給	福祉総務課 本館1階130窓口 0463-21-9862
災害見舞金 (平塚市社会福祉協議会)	災害見舞金の支給	社会福祉協議会 追分1-43福祉会館 0463-33-2333
固定資産税の減免	固定資産税を減額	納税課 本館2階211窓口 0463-21-8769
市税の猶予	市税の徴収を猶予	納税課 本館2階211窓口 0463-21-8769
市民税の減免	市民税の税額を減額	納税課 本館2階211窓口 0463-21-8769
市民税の 申告期限等の延長	市民税の申告期限等の延長	市民税課 本館2階215窓口 0463-21-8766
軽自動車税(種別割)の 申告期限等の延長	軽自動車税(種別割)の申告期限等の延長	市民税課 本館2階216窓口 0463-21-8767
介護保険料の減免	災害による損害の程度及び前年の所得額に応じ、介護保険料を減免	介護保険課 本館1階117窓口 0463-71-5238
介護保険給付に係る 利用者負担の減額・免除	災害による損害の程度により居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、住宅改修に必要な費用を負担	介護保険課 本館1階117窓口 0463-21-8790



# 被災者支援制度

制度名称	概要	問い合わせ先
国民健康保険税の減免	被害程度に応じて被災日以後の納期に係る保険税額を減免	保険年金課 本館1階112窓口 0463-21-8775
国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予	保険医療機関等の窓口で支払うべき一部負担金の減免、徴収猶予	保険年金課 本館1階113窓口 0463-21-8776
国民年金保険料の減免等	災害によって財産に相当の被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除等される場合がある	・保険年金課 本館1階116窓口 0463-21-8777 ・平塚年金事務所 0463-22-1515
後期高齢者医療保険料の減免等	災害が発生した日の属する月以降6カ月のうち、被保険者資格を有する月の月割保険料相当分を減免	保険年金課 本館1階111窓口 0463-21-9768
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の特例措置	・所得制限の特例 ・認定請求等ができない者に対する支給開始時期の特例	障がい福祉課 本館1階126窓口 0463-21-8774
生活福祉資金の貸付 (平塚市社会福祉協議会)	・被災した住宅の復旧及び家財の購入、撤去費用などの貸付相談 ・当面の生活費として緊急小口資金の貸付相談	社会福祉協議会 本館1階128窓口 0463-21-8813
保育料の減免	保育料の減免	保育課 本館1階101窓口 0463-21-9612
児童扶養手当の特例措置	損害を受けた月から翌年の10月までは支給の停止を解除し、手当を支給	こども家庭課 本館1階102窓口 0463-21-9844
特別児童扶養手当の特例措置	損害を受けた月から翌年の7月までは支給の停止を解除し、手当を支給	こども家庭課 本館1階102窓口 0463-21-9844
教科用図書の給付 ※	教科用図書の無償給付	学務課 本館7階705窓口 0463-35-8118
一般廃棄物処理手数料の減免	一般家庭を対象に災害により生じた一般廃棄物を平塚市廃棄物処理施設に自ら搬入する場合、施設へ搬入した際のごみ処理手数料を減免	環境施設課 本館5階507窓口 0463-21-9763
浸水家屋等床下消毒	床下浸水被害を受けた家屋を所有する希望者に、塩素系の薬剤で消毒を実施	環境保全課 本館5階506窓口 0463-23-9969
住宅の応急修理 ※	被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要最低限の部分を応急的に修理	まちづくり政策課 本館6階606窓口 0463-21-8781
法人市民税の申告期限等の延長	法人市民税の申告期限等の延長	市民税課 本館2階216窓口 0463-21-8767
市たばこ税の申告期限等の延長	市たばこ税の申告期限等の延長	市民税課 本館2階216窓口 0463-21-8767
入湯税の申告期限等の延長	入湯税の申告期限等の延長	市民税課 本館2階216窓口 0463-21-8767

※本市が「災害救助法」に適用されることが要件となる制度。



# 災害時のごみ処理

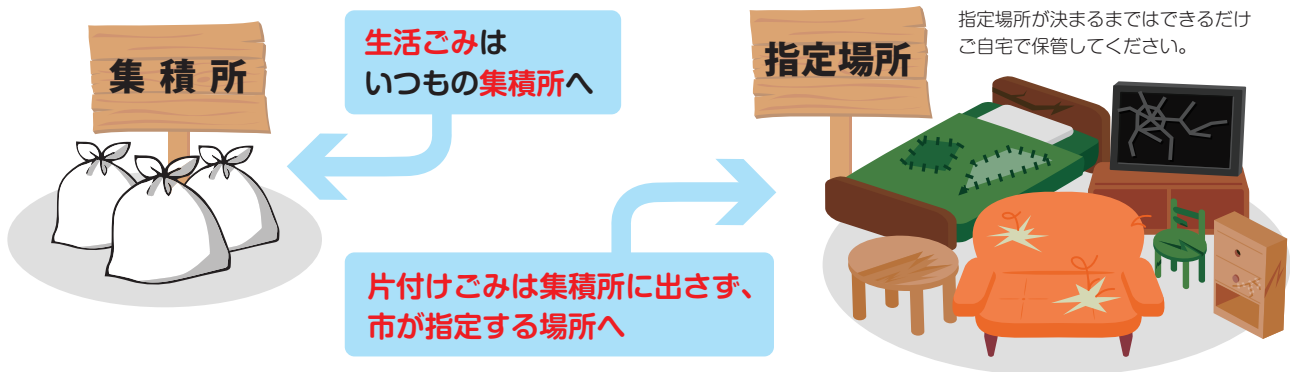
地震などの大規模な自然災害に被災したときには、日常生活で発生する「生活ごみ」に加え、「片付けごみ」が大量に発生します。それらのごみを迅速に処理することが早期の復旧・復興につながります。

## 生活ごみ

- ◎災害の有無に関わらず日常の生活を送る中で発生するごみです。
- ◎本市分別表どおりに分別をお願いします。
- ◎可燃ごみは発災後 3 日程度で優先的に収集する予定です。
- ◎災害時には、通常どおりの収集ができないため、生ごみなど腐敗しやすいごみから優先的に出してください。
- ◎腐敗する恐れのない不燃ごみや資源再生物などは自宅で保管をお願いする場合があります。

## 片付けごみ

- ◎災害が起きたことによって、壊れた家具、家電など一時的に発生するごみです。
- ◎集積所ではなく市が指定した場所に排出をお願いします。
- ◎排出場所は、発災後に、災害の規模に応じて市が場所を指定します。
- ◎指定した場所以外に出すと、緊急車両などの通行に支障が発生し早期の復旧・復興に大きな影響が出てしまいます。



## 情報の入手方法

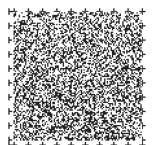
収集の中止や再開、片付けごみの排出場所についてのご案内など、ごみに関する情報は、市ホームページなど各種広報媒体を通じてお知らせします。災害時は状況が変わりやすいため、なるべく情報を受け取れるようにしておきましょう。



(ごみ分別表はこちら)

## 平時の備え

災害が起こったとき、家の中は壊れた家具や家電が散乱し、生活を取り戻すため、ごみの片付けに追われるかもしれません。普段から家具や家電に転倒、落下などの対策を行い、万が一の破損を予防したり、不要な物を整理しておけば、身の安全と片付けるごみを減らすことにつながります。



音声コード